

数が相当数あるのと許可期間が長期に亘るので、中には期限満了のもの或いは戦時中の各種団体で既に解散しているものもなつていているものもあるがこれ等は早急処理すべきである。

四 河川関係各種占用台帳はいづれも整備不十分である、一々台帳をめぐつて見ることも困難であるので各管内河川毎に使用許可申請から許可期間等の一覧表でも作成しその経過が一見して判り易いよう整備が望ましい。

五、河川生産物採取許可は事務的処理の遅延するものが多いので、迅速に処理すべきである。又関係書類は年度区分して編綴し置くべきである。

六、民間からの各種陳情書は供覧完結程度に終つていながらその措置願末についても陳情者に識らすべきである。

七、出張命令、変更命令した場合は決裁を受くべきである。

管 轄 課 昭和二十六年七月二十六日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

当課は県有建物の新改築並びに補修及び六三制公立学校等の設計監督の委託を受け或いは建築物評価等を掌理しているが概ねその要請に副い過誤なく実施しているものと認めた。しかし何分工事が年度末に殺到するのでその完璧を期するに一方ならぬ苦勞があるものと思われる。なお監査結果の細部事項は次の通りである。

一、県有建物の管理保全に關しては一応財政課或いは教育委員会事務局の管掌下にあるも技術的管轄管理面からして当課は年一回程度は県有建物の現地診断が必要と認められる特に災禍の未然院止、使用度の減殺防除補修経費の軽減等の観点から経費を得て建物の実地診断は是非実施すべきである。

二、国庫補助起債認可等の關係もあることと察せられるが県管轄工事が年度末に殺到するため、当課はこれ等の設計監督に忙殺され勢いその方全を期し得られない虞が多分にあるものと思われる。例えば工費三十万円

前 田 玄 一

以上の県管轄工事四十二件に對し三月末竣工を余儀なくさせられたもの二十五件に及んでいるが如きであるが全般的に見て冬季間の施工が大部分であるので施工上の効率等を考慮し事業主管課は極力年度初期に予算化するよう配慮することが肝要と認める。

二、事務の処理は概ね良好であり一般書類の整理状況も良好と認めたが庁内各課で発刊される刊行物は庶務雜件に綴込まれていたが、これ等は別に編綴し職員の間覽用とすべきである。

道 路 課 昭和二十六年七月二十七日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉  
前 田 玄 一

当課は道路法、都市計画法等に基き県下国府県道の維持管理並びに改良等の各種工事を担当し、県下の荒廢せる道路橋梁の復旧と改良に努力しているが県の財政事情に大きく左右され所期の計画が水泡に帰しているも

のものもある。しかし一般国庫補助事業並びに災害復旧事業は次の如く円滑に実施している。

○一般道路橋梁改良修繕工事外

九千六百九十四万三千余円

内 訳 国庫補助 四千五百五十四万円

県 費 五千五百四十万三千余円

○單獨県費道路橋梁修繕工事外

一千百七十九万余円

内 訳 県 費 七百八十九万余円

鉄道負担 三百九十万円

○各年災害道路橋梁復旧費(国査)

七千四百三十万三千余円

内 訳 国庫補助 七千三百七万三千余円

県 費 百二十三万余円

○各年災害道路橋梁復旧費(單県)

千四百十七万二千余円

内 訳 県 費 千四百十七万二千余円

なお、監査結果による細部事項は次の通りである。

00478

一、單獨県費負担による道路、橋梁維持修繕費は甚だ貧弱である。即ち昭和二十五年経常的單獨県費道路修繕費(工事費のみ)四百二十四万八千余円で砂利道料当り平均二千六百余円となり、これを砂利購入(平均単価一立米六百円見当)のみに換算してみると四立米程度に過ぎない。又同じく單獨県費による橋梁修繕費(工事費のみ)は二百万円を以て七〇橋施工(一橋当り平均三万円見当)しているが之また要修理木橋の四五〇程度に止まり、道路、橋梁共に経費予算が僅少につき財政事情もさることながら一層の配意が緊要と認めらる。なお昭和二十五年道路橋梁修繕費を全国的に見ると、本県は最下位で一杆当り三万七千円の平均額

に対し本県は六千円にしてこの対比率は一六、六%である。  
右に対し道路手一三一名(一名欠員中)を以て常時勤務せしめているが、これ亦道路の維持管理の点から見れば不十分である。  
二、年四回乃至五回程度道路愛護週間を設け又国土建設週間を利用し各種団体の協力を得て道路の維持管理に万全を期しているが、道路愛護思想の涵養と経費の活用が一面からこの施策の活発化を望みたい。昭和二十五年道路愛護週間並びに国土建設週間による出役人員及び砂利採取量を見ると次の通りである。

区分	延人員	砂利採取量	同上換算金額	備考
国府県道関係	八九、四八八	立米 二九、一三三	一七、四七九、三〇〇円	立米六〇〇円見当
市町村道関係	六六、六三三	四、〇六八	二、四四〇、七〇〇	
計	一五六、一二一	三三、二〇一	一九、九二〇、〇〇〇	

00479

三、道路橋梁の災害復旧事業の進捗状況は国庫補助に左右されるところが多いのでやむを得ないものと思考するが全体的に見て不振である。これが国庫補助の増配

を得て促進せしめるよう努力願いたい。昭和二十六年三月末迄の執行状況は左の通りである(国庫査定分)

区分	工種	査定		竣功		出来高	摘要
		箇所数	金額	箇所数	金額		
二十三年災	橋道梁路	二〇六	六四、九五、六〇〇	一五四	三五、四六、九三三	五五%	
二十四年災	橋道梁路	九三	一九、八八、八〇〇	九三	一八、五八、二五	九四%	
二十五年災	橋道梁路	一〇〇	四一、〇〇、〇〇〇	三三	一〇、八七、九三三	三六%	
計		三九九	一二五、八三、四〇〇	二四〇	六四、九三、一〇〇	五〇%	

四、道路五ヶ年計画に基く県下の要改修延長は六〇杆に対し昭和二十三年度より本年度迄三ヶ年間に僅か一

杆と謂つた状況で全体計画から見て三三%弱と謂つた進捗率である、尤もこの状況は経費予算に制約される

ところが多いためであるが今後計画促進については一段の努力が望ましい。

五、多年の懸案であつた国道二十号線戸倉峠の改良工事は、工費一千万円をもつて本年度一応を完了し昭和二十六年より国直轄工事となつてゐる。このほか主要幹線道路として鳥取―浜坂線、倉吉―津山線、米子―広島線の改良工事は本県産業開発上最も主要路線であるので、これが改修促進については今後格段の努力を望む。

六、県下の道路橋梁補修は逐年応急姑息的な補修であつて、これでは到底最低限度の維持修繕は期せられないものと認められるが、特に道路橋梁の良否は県産業振興を左右するものであるので、これが維持修繕については格別意を用い重点的施策が望ましい。なお県下道路工夫の平均担当延長は一二、八料であるがこれらの指導監督についても充分留意するよう希望する。

七、経理その他の事務処理は大体において良好なるも左記事項については整理すべきものと認む。

(1) 食糧費の前途金精算が甚だしく遅延してゐるものがあるので会計規則に示す期限内に整理精算すべきである。

(2) 超過勤務命令簿十月以降分全部所属長及び監督者の認印が押捺されていない、これが手当の適正支給に留意すべきである。

八、屋外広告物取締上の経費は十万一千余円ありこれが財源はすべて許可手数料に依存しているが、許可届出人の少い関係で捗々しくなく、ために取締活動面にも影響を伴うものと思われるので折角の同僚例目的遂行に支障を与えないよう経費面について考慮すべきである。特にこれが経費は全額主務課に配当し、実際取締の任に当る土木出張所には全然令達されていないのは当を得ない措置と認める。

九、道路損傷の負担金の未納とこれが徴收問題に關しては土木出張所監査報告に刻明に記載報告した通りであるが、過年度分のこれ等多額の滞納額の完全徴收の問題と、今後の賦課徴收方については未だ何等の

解決を見ずくすぶつてゐるようであるが、いづれにしてもこの問題は焦眉の急を要するものと認められるので当課は熱意と責任ある処置をなし、もつて一日も早くこれが解決を図るとともに、尠くとも過年度分の滞納額は至急に完全徴收せしむるよう万全の対策を講ずべきことが緊要と認める。

砂防課 昭和二十六年七月二十七日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉

砂防事業の執行状況

区 分	箇所数	工 事 費	進捗率	要 要
災害工事	二十三災	一四、四〇〇、六五五、九六	100%	昭和二十四年度より継続五ヶ所、四四七、二二三、五
(国補)	二十四	一、二四四、六六六、〇〇〇	100	昭和二十六年度え継続一ヶ所、四四八、八二六、〇〇〇
災害防除砂防工事	二十五	二、五五六、三六六、〇〇〇	100	国庫補助 二、〇〇五、〇〇〇、〇〇〇 鉄道負担 五五〇、三六六、〇〇〇
	三	二、六三三、〇〇〇、〇〇〇	100	

監査概況 山 上 吟 鏡

本県の地勢上から見て河川改良と共に水源の管理、災害の防止の爲砂防工事は最も重要であるが、当課は昭和二十五年において左表の如く通常砂防工事並びに災害防除工事を重点的に執行しており、なお各年災害による復旧工事も相当ヶ所を施行し順次成果を収めているものと認めた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

00482

通常砂防工事	三五	五、七、五〇〇、〇〇〇	100
災害工事	二十三災 二十四〃	九〇、〇〇〇、〇〇〇 一九〇、〇〇〇、〇〇〇	100
(單県)	二十五〃	一、九四、〇〇〇、〇〇〇	100

一、河水統制調査は日野川水系を対象とした洪水の調節灌漑発電水力等の諸調査を行いその中間結果を取纏めこいるが、これ等は同地域の各種施策に充分織りこみ有効に活用することが肝要と認められた。

二、砂防調査は国の委託事業として本県特有の砂丘を対象とした飛砂の調査を実施し、これが防止の根本方策を探究しているが、これを唯一の国への報告資料にとどめず有効に活用し速やかに実施策に移すことが肝要である。特に林務関係の海岸砂防造林事業と連繋を密にし、更に関係部課と協議して砂丘地開発の企画推進に積極的努力されるよう希望する。

三、本県の産業開発上面期的事業として西伯郡幡鄉村金を

廻に総事業費一億六千万円を以つて県営発電所を建設することに既に決定し、とりあえず昭和二十五年は調査段階にあつたが愈々昭和二十六年に着工昭和二十七年には完成する見透しのようで、本事業の完遂に大いに期待するものである。

四、当課所管事務の一環とする小中水力発電の開発については発電可能地点を調査の結果百四十七ヶ所を数えるに至り、漸次当該町村農業協同組合を呼びかけ開発の指導に努力しているが、昭和二十五年において、山守、池田兩村の事業を完遂せしめており昭和二十六年においても香取(大山村)が目下着工中であり又他に三ヶ村の実施計画を爲しているが、農村工業振興

00483

の源動力となる小中水力発電の開発は今後大いに取り上げられなければならないものと考えられる。従つて県はこれを勸奨するためにも別個にこれが、補助規定を設ける等して開発の促進を図ることが望ましい。

五、経理その他の事務は適正に処理されているものと認められた。

食 糧 課 昭和二十六年八月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

監査概況

当課は米麦等主要食糧の供出確保並びに配給、砂糖その他食糧品の需給調整等国民の食生活上最も重要な行政を管掌しておりその執行状況は概ね適当と認められた。しかし斯行政遂行上の必要なる諸調査計画等が兎角等閉鎖されてくる傾向にあるが主食の統制緩和乃至解除等漸次自由経済に移行しているとはいえこれ等については一層適

確を期し過度期における需給調整運営の万全を期することが肝要である。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、主要食糧の供出割当については、諸資料を蒐集し之に基いて計画をなすべきであるが未だ充分なる調査計画とはい、難く根拠の薄弱な点が指摘される。面積等においても基礎調査の完全実施は相当困難と思われるが国その他の関係機関等と常に連け、いを保ちつゝ事前連絡をとげて一層正確且つ根拠ある資料を確保し実体に即する計画を樹立すること、望ましい。

二、米麦の供出確保に当つては農民の自覚、関係機関の協力とともに当課の努力が認められる。米においては供出割当数量二十九万八千八百石に対し供出実績量三十万一千八百九十六石であつて供出率一〇一%の実績を挙げ一月二十二日に完納し得たことは喜ばしい。麦においては供出割当数量四万四千七百石に対し供出実績量四万八百一石、供出率九一%強となつては、これは超過供出割当数量の過重と割当時期遅延に起因す

00484

るものであつてやむをえないものと思われる。

三、昭和二十五年九月食糧管理法の改正により配給公団は廃止、主要食糧販売業者（卸売、小売、製造、搗精等合計一、五五六）の登録を終り円滑なる運営を期しているが更に消費者の世論調査により実情を把握する等登録後の指導監督を厳にしその万全を期することが肝要である。

四、昭和二十五年砂糖糖配給事務は中央の割当及び現物化の遅延に起因して遅配せるため現物の県内保管、又は輸送の促進等の措置により今日迄において漸次改善されつゝある。しかし今後は更に適正配給を期するため配給対象の把握及び登録業者の指導監督に一段の留意が望ましい。

五、経理その他の事務の処理状況は概ね良好であるが、なお次の点留意すべきものと認めた。

- (1) 各種営業許可並びに登録手数料の収納措置が緩慢で遅納され勝ちである。当課に勿論各地方事務所を督励し迅速収納に努力すべきである。

- (2) 消耗品の出納は一般にずさんである、交付簿により厳格に出納すべきである。
- (3) 購入通帳、購入切符、購入券等の管理に適當でない点が見受られる。常時受払の状況を明確にして置くべきである。

蚕 糸 課 昭和二十六年八月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

監査概況

当課は蚕業諸般の行政を管掌し本県蚕業界の復興のために努力しているが特に蚕糸業復興計画による桑園の拡充、養蚕経営の改善、並びに蚕業技術指導、産繭処理の合理化と購繭資金の確保については格段の努力を傾注し漸次成果を収めているものと認めた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

- 一、国の蚕糸業復興対策要綱に順応し県蚕糸業界の復興

00485

計画を樹立、桑園の拡張、反当收購量の増大、産繭量の確保を期し努力しているも目標に達するにはなお及ばざるものがある。即ち桑園面積は二、六六五町歩に對し二、〇八二町歩、反当收購量一三貫に對し一二貫、産繭量二六八、〇〇〇貫に對し二五〇、〇〇〇貫と謂つた状況で目標量より何れも下廻つているが諸事情はあると思うも机上計画に終らざるよう格段の努力を希望致したい。

二、蚕業経営上の重大要素である桑苗育成は昭和二十五年産内需要数量約百七十五万本に對し四三%（七十五万本）を県外移入に依存している現状である。これは生産能力もなく又品質改良の点より移入を余儀なくしていること、考えられるが、これ等生産技術の指導をして県内における自給自足の域に達せしめるよう強力に施策を講ずることが緊要である。

三、蚕業指導所を県下五ヶ所に設置しその補助機関として郡養連職員六十九名を技術普及員に委嘱（月手当三、〇〇〇円）管内養蚕農家に対し技術指導をしているが

その活動状況を指導所へ報告せしめておらず又指導所自体の年一回の事業報告も嚴重に徴していない等県内当該出先機関の活動状況とその成果の把握が不充分と認める。

四、西伯郡弓浜地区に對し、十町歩（旧軍用地）の桑園を委嘱経営せしめているが、反当九千余円の経営費に對し二千八百円程度の僅少額を交付しているので所期の目的を得ていない憾みがある。又委託経営過程における状況調査資料し、集も充分見られていないのでこれ等の点についても嚴に留意し成果を収めるべきである。

五、各種技術指導の推進と共に養蚕共同施設の設置、蚕作安定事業、模範桑園委託設置等蚕業復興に努力しているが何分にも経費乏しくその成果が薄い、今少し経費を得て蚕業行政の活潑化を図ることが緊要と認める。

六、経理その他の事務の処理状況は良好と認めにが当課で所管する出先機関における県有財産は台帳を作成し取得管理処分を一層明確にし置くことが肝要である。

00486

農 務 課

昭和二十六年八月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

監査概況

当課は農業経営上技術指導面を除いた所謂農業綜合計画を初めとし主要食糧の増産奨励、農産物の改良増産指導、災害対策及び防止、農村工業の振興、その他副業振興奨励或いは肥料の検査、取締等全般に及ぶ農業行政を管掌し夫々目的の達成に努力しているものと認めた。

進に努力しているが既に農協課の監査の際にも指摘した如く現在の指導面が兩課に跨がり二本建になつてゐるため事業の系統的一貫性を失い効率を減殺させてゐる、これらは速かに一元的統一を図ることが望ましい。

一、市町村農業共済組合の運営状況は必ずしも良好とは認め難い、殊に逐年掛金の滞納が目立つて激増しつゝ、あり勢い被害農家に対する共済金も未払となつてゐる組合も生じてゐる等運営不振に陥つてゐるので組合全般に対する積極的経営指導と監査を励行し不振組合の健全化に一層努力を要すべきものと認めた。

三、当課所管農産加工所の整備強化については従來監査の際言及しているが未だ何等措置されていない。現在の如き貧弱な施設と寡少なる陣容或いは事業経費を以つてしては満足なる成果は望み得ないものと認められるので速急に考慮すべきものと認めた。

二、農村工業振興策については果振興対策要項に基き推進に努力しているが既に農協課の監査の際にも指摘した如く現在の指導面が兩課に跨がり二本建になつてゐるため事業の系統的一貫性を失い効率を減殺させてゐる、これらは速かに一元的統一を図ることが望ましい。

四、肥料の取締及び検査業務は何等科学的検査施設を持つていないがこれでは業務の完遂は不可能なことである、殊に統制撤廃後における不正粗悪品の横行している現状にかんがみ、これらの検査設備施設は絶対必要であるからこれを整備して完全な検査取締をなすべきである。

五、当課所管事業は補助金支出によるものがかなり多いが各種奨励事業補助金の交付時期が著しく遅延し適期を失しているものがある、斯くてはその効果が甚しく

五、当課所管事業は補助金支出によるものがかなり多いが各種奨励事業補助金の交付時期が著しく遅延し適期を失しているものがある、斯くてはその効果が甚しく

00487

減殺されるので予算的財源の関係もあらうがこれ等はなるべく適期交付するよう留意すべきである。

六、經理その他事務の処理は不充分と認めた、左記事項については今後留意すると共に嚴重に整理を望む。

(1) 一般会計歳入予算中肥料業者登録手数料四千円を未收として翌年度繰越しており又申請書と登録台帳と相違せるものがあるが急速整理のこと。

(2) 重要食糧増産対策外七事業の關係団体等に対し補助金二千百三十一万四千余円を交付しているがその後の事業実績或いは經理面の確認が不充分である又地方事務所の全然関知せざるものが多くあるようであるがこれら補助事業に対しては当該地方事務所の指對監督下に置くことが合理的である。又果独自の構想に基き農村工業奨励外五事業を關係団体に対し委託して四十七万四千余円支出しているが之亦精算書の受理程度に終り実地状況調査をしていないようであるが公正にして誤らざる事業執行させるために

も実地につき指導監督が緊要と認む。

昭和三十四年十二月に漁業法が制定され漁業制度が全面的改革されることとなつておるが昭和二十五年度は未だ

監査概況

昭和三十四年十二月に漁業法が制定され漁業制度が全面的改革されることとなつておるが昭和二十五年度は未だ

水 産 課 昭和二十六年八月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

準備年度に属するので本県三地区に漁業調整委員会と内水面漁業管理委員会が設置された程度で現行漁業権の更新、新規設定登録、或いは補償と謂つた改革による全面的活動は爲されてゐない。即ち昭和二十六年度においては新法の趣旨普及徹底、漁場の調査並に計画或いはこれに伴なう基礎資料のしう、集整備等を行つてゐる程度である、しかし当課本來の使命である機船底曳網漁業、巾着網漁業取締、漁業協同組合等水産業団体の指導育成、漁船の建造及登録、漁港及共同施設の修築増強或いは水産物加工製造指導等水産振興策に一連の行政事務は遺漏なく執行してゐるものと認め、なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、漁業制度改革に伴なう、県下東部、中部、西部の三海区漁業調整委員会及び県下を一地区とする内水面漁場管理委員会は設置され現に漁場計画を樹立中であり又漁業権、入漁権、賃借権、及び使用貸借権等の旧権利に対する補償も漁業権補償委員会により既に計画の作成の段階に入つてゐるがこれ等各種施策については制

度改革趣旨に順応するよう充分留意することが緊要と認められた。

二、本県は沿岸漁業 沖合漁業共に好條件に恵まれながらその漁業は旧体依然小規模の沿岸漁業に傾いてゐる。これらは資金の関係もあろうが今少し沖合漁業に重点を置き海岸漁場の開発に鋭意対策を講じて生産増強を図るべきことが緊要と認められた。

三、新漁業法の制定により現行漁業権は更新又は消滅する事となり当該漁業権所有者に対する補償費を中央に対し一億円要求したるも僅か二百万円 指定統計第十六号)の指令に接したため狼狽し更に資料を作成し折衝した結果七千二百万余円(五月決定)更正決定を得た事は特筆すべきである。

四、漁業協同組合五四(連合会)二、加工組合三、單位組合四九)の内組合活動不十分にして設置価値の稀薄と認められるもの十数組合あるが總体的に協同組合の指導育成については経費職員共に貧弱なため活動不振につき強力なる施策が必要である、特に前記弱体組合の

統合促進金融の円滑化を図る等自主的組合活動の助長育成が緊要である、又昭和二十六年より内水面漁業組合に対し漁場管理増殖の義務化を計画してゐるようであるが県自体としても稚魚の放流計画、時期、品質改良等の指導をすると共に増殖(放流)財源たる漁業鑑札手数料の出納状況等の監査指導が必要である。

五、漁船に対する保険加入は船主の任意制による爲め低調である、即ち昭和二十五年これ加入状況は動力船四五六隻、無動力船八〇隻計五三六隻で県下総船舶数約五、六〇〇隻に対し一割に対し一割に足らない現状である。一朝有事の場合の生業補償或いは更生のためにも今後一層の加入勧奨することが望ましい。

六、水産行政は総べて当課限りで掌理し地方事務所には全然委任してゐないが技術関係事項は兎も角、一般行政関係は大巾に委任し行政の末端浸透と迅速徹底を期することが緊要と認める、譬えば水産関係各種登録事務、及び調査事務或いは許される範囲の行政処分権限等についても何等関与してゐないため漁村を管轄する

各地方事務所において全く水産行政については何等知識を有しておらず漁村の状況を確然と掴んでいないので必然的他の行政上にも大きく影響を生ずるものと認められる今後考究すべきである。

七、経理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが在の点留意すべきである。

- (1) 水産製品検査手数料徴収は昭和二十五年末で廃止されたのであるが調定額四十八万二千余円に対し収入済額十三万五千余であつて三十四万六千余円が未収となつてゐる、これは当課職員の不正事件により生じたものでこれが主なる原因は制度の運営に適正を欠いてゐたこと、上司の監督不十分によるものと認められる。その内二万五千余円を辨償してゐるが、なお未済額を整理すべきである。
- (2) 備品整理簿の整理が不十分であるので整然と措置された。

00490

農林資材課

昭和二十六年八月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

監査概況

当課は指定生産資材及び石油製品並びに漁業資材の九品目に対する需給調整事務を掌管しているが需給関係が円滑になつたため逐次統制解除され従つて事務量も相当縮少されつゝある、しかし残された前記資材の割当量確保の効率的利用或いは現物化の促進等に格別の意をもちい果下の各種産業活動に支障を生ぜしめぬよう努力しているものと認めた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、物資資材割当配給する上に緊要欠くべからざる各業種別調査統計がなされていないが、これが適時適正配給を期する上には不断に正確なる調査統計を把握することが肝要と認められるにつき今後充分留意すべきである。

二、果下農業用石油発動器七、七〇二台に対する石油

モビルの配給事務を処理しているがこれが科学的調査をなさずたゞ機械的に割当数量を發券交付しており実態把握が徹底的でない、即ち中には電動器併置のもの等も申請受配していると謂つたこともあるので一層適正配給に留意すべきである。尙各種資材の配給後の実地調査指導がなされていないが抽出的でも配給後の末端的調査が肝要である。

三、石油製品の割当数量は昭年二十五年五三一、〇〇

〇立で需要要求量の六割程度に過ぎず時に偶々少量の特配を得ている程度で災害応急対策用としての手持数量がない。許されるならば準備用として有事の際に対処すべきことも考慮すべきである。

四、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認むるも左記事項につき留意されたい。

(1) 石油製品個人割当申請書に印洩れのものが見られたので今後厳格に審査すべきである。

(2) 一般的庶務事務で出勤簿、出張命令簿及び超過勤務命令簿等に彼是重複せるものがあつたが適正に措

00491

置すべきである。

林 務 課

昭和二十六年八月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

監査概況

当課は本県三大産業の一つである林野行政を掌管し、治山、治水及び林道開発等の所謂森林土木事業を初め民有林施業案編成、各種造林、林産物の生産検査、森林保護等の各事業を施行すると共に林業技術の指導普及を図り以つて荒廢林地復旧、森林資源の保護と開発に努力し各事業共円滑に執行しているものと認めた。なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、昭和二十五年造林面積は二千五百四十五町歩の計画に対し二千五百八十町歩実施し計画を上延つているが一面果下の毎年伐採面積が約一千五百町歩余り見込まれているので、結局一千町歩程度本年度に造林されたことになり一応植伐の均衡は保持されているが今尙

果下の要造林面積は八千余町歩となつているので今後造林計画の完全実施に一層努力を望みたい。

二、造林事業は一般に財源措置遅延のため適期を失し勢い事業効果を減殺せしめている殊に昭和二十五年果行造林計画面積は百町歩の処地上権の設定が伴わなかつたため施行は僅か五十九町歩となつている等、一考を要すべきものと認めた。

三、林産物搬出のための各種林道開設は林野庁の方針により林道網十ヶ年計画を樹て実施しているがしかし昭和二十五年国庫補助対照林道は中央へ申請した計画量の三分の一以内しか承認されていない状況である、基本計画完遂のためにも強力で働きかけることが肝要である。即ち昭和二十五年本計画に基く林道開設状況は国庫補助対照のもの二十四路線三、八五軒、純果費分同二十四路線九、二軒、計四十八路線三二、〇八五軒である、なお大正十五年以來今日迄の開設八七〇軒の年平均三四軒に比し遙かに下廻つている状況であり又果下林野面積約三十二万町歩として一町歩面積に対

し四米の開設状況等から考えるとき、山林県である本県の林産物搬出網確立のために一層努力を望みたい。

四、樹苗養成事業については県森連と連携し、優良苗木の増産に努力しているがしかし県営苗圃は由良、溝口共に施設々備は未設置であり経営経費が貧困なため自減に陥りつゝある、又専任職員を常置しておらず人夫を以つて管理に当らせている等経営管理の状況は極めて不良である、これが健全なる管理に努むべきである。

五、昭和二十五年年度末迄に編入された県下保安林面積は一万八千五百三十六町歩であるが中には相当以前編入のものがあつて必ずしも保安林としての価値なきものもあり、又その反面新に編入すべきものが増加しているようであるが随時実態調査を行い適正なる保安林として管理することが肝要である。

六、中小企業等協同組合法による木材協同組合は県下に十四組合設立され又設立準備中のもので二組合あるが、この中大組織のもの六十人、出資二百五十万円、小組織のもの四人、出資四万円で総組合員数二六八名の

不振状態である、この他に製材工場二六三、製材業者三八〇、木材業者五五〇、計一、一九三の未組織、未加入業者を算しているが企業実態から景気の波に左右される関係もあつて業者の協同団結が乏しいようである。今後組合の設立奨励或いは育成強化については放任せず強力に指導すべきである。なお既設組合の活動面については権威者による企業診断、製材技術の傳習等を行い指導をなしているが、更に共同購買販買成いは製品規格の統一等について積極的斡旋指導を行い育成に努力すべきである。

七、林業経営の合理化により生産力の増況利用の効率化、その他高度の林業技術の向上普及を図り以つて県下林業、林産業者の福祉に貢献しているが昭和二十五年年度においてこれが技術の普及徹底を期するため県に専門技術普及員五名、地方事務所に地区技術普及員十名を配置し各種現地指導として二四二回集合、指導を二七三回、林業相談を一九八回行い活潑に施策の遂行に努めておる。即ち本制度は林野行政の一步前進したこと

を示すものとして山林県の本県としては欣ばしいことである、しかし未だ初年度であるので空施策に終らないよう普及員を増強すると共に今一層趣旨の普及徹底を図り効果を挙げしめるよう努力を望みたい。

八、経理その他の事務の処理状況は概ね適正に執行されていたが次の点留意すべきものと認む。

- (1) 予算令達遅延のため事業が年度末に実施されているものが多いのでこれが財源の早期獲得に努め円滑に施行すべきである。
- (2) 物品の出納整理がなされていなく。
- (3) 消耗品交付等に受領者印のないものがある。
- (4) 出張命令簿に明確を欠ぐ点が見受けられた。

畜産課 昭和二十六年八月十日監査

監査委員 岸本政嘉

山 上 哈 鏡

監査概況

当課は和牛の改良増殖事業、無畜農家解消事業、酪農弊

励、中小家畜家禽振興事業、その他馬産、牧野改良整備、飼料増産、家畜の衛生防疫検査、家畜の現勢調査等本県畜産に関する諸般の行政を管掌し着々その実績を収めているものと認めた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

- 一、和牛の改良増殖に重点を置き殊に他県和牛との優劣隔差が接近しつゝあるのでこれが改良に最も努力している。即ち県営し畜検査の厳格実施(検査頭数二一、九〇九頭)し又これに併せて家畜改良増殖法による種畜検査(検査による合格数二九九頭)も実施し成果を収めている。その他菓牛の造成事業(四造成組合に果費補助交付)無畜農家解消事業(貸付牛一三三頭)をも実施して増殖改良には格段の努力を払つていものと認めた、尙昭和二十五年年度における和牛改良増殖状況は次の通りである。

- 一、飼養戸数三五、一一一戸 農家百戸当り八〇戸
- 飼養

- 一、飼養総頭数四九、一五六頭

- 一、昭和二十五年内生産頭数 一二、〇〇〇頭
- 二、昭和二十五年内県外(三四府県)移出頭数 一五、一六九頭

二、昭和二十五年末における本県酪農状況は飼育戸数一、〇四八戸、頭数一、二五四頭(内搾乳牛五七九頭)月産乳量約一、〇〇〇石であつて東伯及び西伯の兩郡で県下全体の八七%を占めてゐる、これは西部地区が酪農地区として諸條件に適応してゐると一般に農村の酪農に対する理解と関心が深い關係によるものと考へられるが將來は東部地区にも酪農推進団体の育成、生乳処理機關の誘致或いは共同施設の設置等の積極的施策を講じ本県の酪農振興を図ることが肝要である、

三、乳牛改良増殖事業は和牛のそれに比し低調である、特に乳牛飼育管理及び生産量の増殖奨励、種牡牛の増置整備等は極めて消極的であるが多角形的農家経営の一環として今後の酪農奨励と相俟つて積極的施策を講ずべきである、

四、産馬改良増殖事業は甚だ貧弱である、即ち県内蕃殖

基礎馬の拡充、種牡馬の整備に等ついても余り見るべきものなく特に開拓地向き農耕馬は毎年他県より導入してゐる現状等からして産馬事業にも格別の努力が必要と認められた、

五、飼料事情の好転により統制が撤廃されたが他面格価は暴騰し一般農家の家畜飼育に影響するところが大きいので自給飼料の増産を図らしむるため県下八ヶ所(総面積一町二反五畝)に飼料作物種子(玉蜀黍、青刈大豆、燕麦、甘ルービン等)の県営採種圃を設置し種子の頒布を実施し昭和二十五年八石四斗七升を頒布してゐることは結構である、今後一層自給飼料増産に努力を希望する、

六、牧野法が公布され管理牧野九ヶ所、保護牧野三十二ヶ所があるが兩者共荒廢のまゝ放任されてゐるのでこれが改良整備を図るべきである、

七、家畜保健衛生所を昭和二十五年において更に二ヶ所増設し県下七ヶ所の防疫機構を整備したことは欣慰しい、これにより本県の畜産振興に影の貢献をしてい

ることが認められるがとりわけ畜牛の改良増殖上痛となつてゐるトリコモナス病は徹底的防疫措置により撲滅の域に達し得た点特筆すべきである、

八、経理その他一般事務は整理されてゐるが、なお左の点留意を望む、

- (1) 收入予算中一般会計、飼料登録手数料(五〇〇円)密蜂飼料手数料(一、八〇〇円)特別会計畜牛売払代(二四、〇〇〇円)夫々未收として翌年度繰越してゐるが早急收入すること、
- (2) 物品出納簿の記帳整理はなされてゐるが新帳簿と旧帳簿の帳尻不突合又交付簿と一致してないものがある、特に医療器具薬品に多く整理上のずさんと思はれたが今後厳に注意すること、
- (3) 果有牛貸付による借受証、請書等の編さん保存が不充分につき整然とし嚴重なる保存をなすこと、

農業改良課 昭和二十六年八月十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

〃 山 上 吟 鏡  
監査概況

元農務課所管の農業改良事務は昭和二十五年当課が新設されてこれを主管し新発足したのであるがこの間諸般機構の拡充整備と事業活動に専念し巡回普及の延日数一〇、一四〇日、講習、研究、座談会等の延開催数六、八〇〇回と謂つた活動状況で近代的農業技術の改良普及と農家生活改善に漸次効果を収めつゝあり分課獨立した面目を發揮してゐるものと認めた、

なお監査結果による細部事項は次の通りである、

一、農業改良普及員は質、数共に未だ不充分と認められるが素質向上については三ヶ年計画による再教育訓練を実施して普及活動の能率向上を期し以つて農民に眞に信頼される普及員としての養成に努力しており又昨年八月より専門技術員の毎月例会的研究討議を行つて普及員の中樞機関とする等本事業の効率化に努力してゐることは結構のことと認めた、

二、農業改良普及員は県下に九七名で概ね二ヶ町村に一

名の割で配置しているが、農業経営の実態から考うる  
とき一町村一名当りの受持範囲でないといふ徹底した  
指導が出来得ないものと思われるので今少し増員して  
改良普及の徹底を期することが望ましい、又通勤或い  
は管内活動は汽車、バス、徒歩によるものもかなりある  
ようであるが自転車は夫々配置して能率化すること  
も考慮すべきである。なお地方事務所との連係、がと  
れていないようであるが県を中心とした農業振興事業  
内容からみてこれが連係、は不可欠と考えられるので  
双方の連絡を密にし業務執行上齟齬せしめないよう留  
意すべきである。

三、農業経営改善と共に生活改善が強く叫ばれている今  
日生活改善普及員の使命は重大であるがこれが普及員  
の配置は昭和二十五年当初一名で名目的存在に過ぎ  
なかつたものが同年度末においては八名に増置され漸  
く活動形態の緒についている。しかしこれとても未だ  
人員において徹底した業績はあげ難いものと思われる  
要は机上事務に終らせる事なく又上滑りのものとしな

いよう充実強化して徹底した農家生活改善の推進力た  
らしめることが肝要と認めた。  
四、4Hクラブは現在県下に一四〇団体が結成されてい  
るがこれが啓蒙助長により活潑に活動しているものと  
認めたが、しかし改良普及した事項を如何にして実際  
に家庭或いは部落に採り入れるか、問題であつて旧來  
の根強い慣習に抑圧され勝ちであり勢いその活動効果  
も半減せざるを得ない実情にある、従つて旧套の打開  
啓発が肝心であるが要は場合に觸れ、機に応じて、地  
についた立証的啓蒙指導をし4Hクラブの活動と併行  
して農業助長政策の浸透に格段の努力が肝要と認めら  
れる。

五、經理その他事務は總体的に適正に執行されていたが  
次の事項は速かに改善すべきである。

(1) 各地区駐在の普及員に対する指導旅費支給額の均  
衡を必要と認めた、現在では県下一率に月一千円を  
基準として支給してあるが地区別事業量、及び立地  
條件を勘案した適正支給が望ましい。

- (2) 出張命令を重複命令の上これに対し二重に旅費を  
支給しているものがあつたが今後嚴重に注意すると  
共に当該分については夫々適正に措置すること。
- (3) 消耗品交付簿の記帳整理が不充分であるので明確  
に出納すること。
- (4) 書類の編さん保存は乱雑の傾向にあるので索引を  
附する等すること。

監査公告第六十二号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年度にかゝる  
各地方事務所の定期監査を執行しその結果を次の通り県  
議会及び知事に報告したので公表する。

昭和二十六年十二月二十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
" 山 上 吟 鏡  
" 前 田 玄 一  
" 木 南 貞 治

監査執行個所 監 査 執 行 月 日

岩美地方事務所	昭和二十六年九月	十日	十一日
八頭〃	〃	九月 十二日	十三日
東伯〃	〃	九月 十九日	二十日
氣高〃	〃	九月二十一日	二十二日
西伯〃	〃	十月 三日	四日
日野〃	〃	十月 五日	六日

今回県下各地方事務所の監査を執行したが会計経理面並  
びに行政執行面共に多くの改善すべき点や注意を要する  
事項が見受けられた。特に今回は前回の監査結果と比較  
し、その際指摘したことがらがどの程度改善向上してき  
ているかと謂つた点につき関心を注ぎ、それぞれの所管  
事務を監査した次第である。その結果をこゝに要約し掲  
記すれば概ね次の通りである。

一、従来からやかましく叫ばれている地方事務所の存在  
については何等改革されておらず事務事業執行上の権  
限は多少拡大されてはきたが今なお事務の取次機関的  
存在の域を脱し得ていない。

二、前回の監査結果においても強く指摘した如く事務事業に適応した予算配当がなされていない。即ち予算の編成に何等の発言権をもたず、又議決予算の配分も県中心主義になつていて、地方事務所への令達予算はその掴み分けのものが多く、所謂計画方針に基いた内容ある予算に乏しい。従つてその執行も場当たり主義により支出され当該予算の計画性を失つていゝものがある、又前記の如く事務事業量に適応しない令達予算である關係上その均衡を失し、各費目間に大巾な過不足が見られ、異つた事務事業予算をプールして使用したり或いは無理な経理操作をするので予算経理に妥当性を欠ぐような結果を招いているものも見受けられる。

三、地方事務所事務事業執行上の権限と責任を大巾に委譲することができない理由として、機構の不整備と陣容の弱体を常に指摘しているところであるが、これ等は地方事務所存在の性格と又これに対する県の最高方針により如何様にでも左右できることがらである。仮に事務の取次の機関としたり、或いは、二重行政執

行機関とするならば、人員経費の節減のため、又事務の能率且簡素化のためにも機構を思い切つて大巾に縮少するか又は場合によつては廢止或いは統合も考慮すべきではないかとさえ考えさせられる。何れにしても現状では中途半端な中間的存在であつて、これを極言するならば、地方事務所の事務事業執行態度は左することも右することもでき得ない中間に浮動するロボツト的存在とも謂い得るのである。

四、前記三項目において指摘した諸点から自然發生的に生ずる次の諸問題或いは事項をなお指摘することができ。即ち所長としては、それぞれ管内における諸施策について一応抱負経倫は持つていゝのであるが前三項に記述したような隘路があるために実地即応且一貫性のある計画方針が樹てられていない。現在は行当り場当たり主義的執行処理に終つていゝものが多く且日常においては県の指示通達照会等の取次取纏めに奔走し、又県出張職員の現地案内或いは同行に日が暮れると謂つた状況で、ために事務は煩鎖錯綜し益々能率は低下

且失費が蓄んでいゝ実情にある。

次に許認可等の行政処分権限の委任範囲が狭いので果え進達往復等に手数と時日を要し事務の簡素化、能率化を妨げるのみならず、県民に不利不便を与え且管内民衆とのつながりが簿れる結果ともなつていゝ。

以上四項目に指摘した事柄は大局的に見た各地方事務所の欠陥であり隘路であるが、これ等が直接間接に原因して、個々の事務事業執行上の障害となり或いは不徹底に陥り勢い効率の減殺能率の低下、経費の不経済と謂つた面に現れていゝ状況である、これ等県の措置対策に俟つべきものがあるので、当局の再考を求めると共に、県と地方事務所兩者は協力して県政の興隆に寄与することが望まれる次第である。

しかし何れ支庁制への改革が考えられていゝと仄聞するのでこれ等の問題は自然解消する時期が来るものと期待するものである。

なお各地方事務所に通ずる各種改善事項或いは今後特に努力を要すべきことがらを掲記する。

#### ○地方事務所總体的事項

一、県政施策の傳達と所長の執行方針について。  
県政諸施策並びに重要案件については現地機関である地方事務所徹底せしむると共に一応意見を聴取することは重要と考えられるが、従来より地方事務所には何等の纏つた方針策をも示されていない。偶々それぞれ県の課局において課長或いは係長を招集し所管事項につき事務的に指示し或いは通達するに止まり、所長に対しては基本的決定的な施策方針が知らされていないためその場その場を糊塗していゝと謂つた執行状態である。県、地方事務所兩者が一体となり決定施策案の完遂に邁進せしむべきである。

二、事務事業量適応の予算配当について。  
予算編成に対する各事務所の発言権を持たしてないことも所管事務事業を能率的、効果的に執行し得ない原因となつていゝが最も大きな障碍の原因となつていゝものは、地方事務所与えられていゝ事務事業に適応した予算今達がないことである。これは全く

地方事務所に対する事務事業の委任専行権限が狭少であつたり又その限界が確然としないものがある等の事情によつて予算の配分も先ず県庁、而る後に地方事務所と謂つた令達方法をとつてゐるからである。極言するならば、県において余つた予算、不用の予算を令達してゐることもなるのである。一例をあげるならば、民有林施業案編成事業、奥地開闢林道施設事業等は、何れも県の直轄事業として施行しており、地方事務所は執行してゐないにも不拘人件費を含めた経費を配当し又八頭及び日野の如き山間地を管内とする地方事務所には海岸砂地造林事業費として人件費を含めた相当額の経費の配分をしており或いは、大口堰用水改良事業、南谷村外三ヶ村水田改良事業はそれ〴〵、県直轄事務所を持ち地方事務所としては直接これら工事に関与してゐないにも不拘相当額経費予算を令達しおるが如く又前線機関として強力に活動を要すべき生活保護行政費、社会事業振興費、児童保護行政費等民生関係事業費は極めて少額であつたり、他面申訳的に極めて僅少額の

水産業費、商工業費を令達してゐる等その予算内容と謂い金額と謂い配分の根拠は極めて薄弱且計画性を失つてゐるようである。なお他にもこれ等と同様のものが多く見受けられる訳であるが、要は確然とした事務事業の配分と同時に効果的に執行させる適正予算の配分を考えることが緊要である。

三 予算の適正執行について

予算の執行面に合理性、合法性を欠いてゐるものが見受けられた、個々の事務事業予算上に過不足があるので、事務所を一丸としたプール制を採つてゐるようである。なお事業執行に伴なう特殊経費の旅費、人夫賃、借入料、原材料、広告料、食糧費等においては、当該事業の如何に不拘彼は転用してゐるものもあり、或いは不当科目を以つて支出してゐるものも見受けられたが予算執行の原則に従い支出することは予算経理上最も大切なことである。又これを執行する際は当該課或いは係において専断執行してゐるものが見られたが、

これらは緊急已むを得ない場合を除き事業計画と共に経費の執行方につき事前に稟伺決裁を執行すべきであつて県より令達された予算は総べて当該課係において獨断執行し得るものとの考え方は是正すべきである。

四 事務所の拡張整備について。

各事務所共甚しく狭隘であり、殊に八頭、日野には地方事務所としての必要欠くべからざる会議場もなく、又西伯の会議場は振動がはげしく危険である。他方簿冊書類或いは器具類を保管蔵置する倉庫も東伯を除いては設備されていない。近い将来支庁制への改革があるならば兎も角今後継続存置するならばそれらの整備は絶対必要と認められた。

五、地方事務所定員の均衡について。

管内町村数とか事務事業量の大小、繁閑により一応各所の定員数は調整配置してゐるが、これを分析し個々の事務事業別に検討すれば必ずしもこれに適応した配置とは認められないものがある。例えば農業協同組合指導監査事務は各所共同一員数の一名であつたり、

或いは農業共済組合指導監査事務は委任されてゐるも専任職員は配置してゐない。又町村財政指導監査事務の担任職員数も各所管内の大小を余り考慮してゐないように見受けられる。その他の事務事業について見ても、大同小異のものが見受けられるので、その実態に適応した配置が必要と認める。

六、地方事務所に対する事務の権限委譲と専決について。

昨年監査結果指摘した本件はその後検討され、或る程度移譲拡大してきたことは結構である。特に不文律であつた各課長の専決事項も一応規定化されたことは事務処理の統一と能率簡省化のために喜ぶべきである。しかし理想的なる専決権限範囲は未だしの感があるし又規定上は兎も角実務執行過程において二重行政に陥る弊が残されてゐるので再考すべき余地が認められる。なお地方課より各地方事務所に移譲の範囲を照会し各地方事務所よりはすでに回答しており、これに対する各課の意見を纏めてゐるようであるが、今日に至るも未だ実現してゐない。又各地方事務所長共林務課の事

00592

七、機動力について。  
務等も大中に移譲すべきだと主張してゐる。

第一線における各種県政施策の執行を迅速適確に処理せしめるためには一台位の自動車の常備は必要である。殊に第一線の現地について機動的に活動すべきことも多いので、各地方事務所には少くともダットサン位は配置し事務執行の能率を挙げるよう考慮すべきである。八、庁舎の防火措置対策について

本件は昨年監査の際にも指摘言及したところであるが、總体的に初期防火対策が不充である。各所共火急事態に應ずる一応の職員組織は編成してゐるも設備機材は至つて貧弱不充である。市街地の常備消防署のある地区は兎も角八頭、気高、日野の事務所には防火貯水槽(貯水池)の設備をはじめとし機材の整備は必要と認められる。特に気高の場合庁舎が高台にあり飲料水を十数米の地下より手押ポンプで揚水してゐるが、渇水季の場合飲料水にさえ困難を極めてゐるようであるがましてや有事の際は想像に余りあるものと認めら

れるのでこれらの点を併せ考え揚水措置に関し配慮すべきである。

九、所長交際費について。

第一線機関として凡ゆる面との接衝、交渉も頻繁であり又現地行政担当者として避くべからざる交際上の経費を要するものと考えられるが地方事務所配分予算の現状から見て、今少し交際費の増額を考慮すべき余地を認める。なお少額の交際額に困難を極めながら課長係長会議分担金をこれより支出してゐることは適當とは謂ひ難い。

一〇、税務行政の確立について

現行税務事務の執行は殆んど財務課長に一任してゐる形態にある。即ち事務内容が極めて複雑緻密でしかも煩鎖であること、地方事務所所管の他の行政事務との関連交渉が殆んどないために所長も関心が薄いようである。しかも滞納処分等によつて他の行政事務に却つて悪い影響を与えるとの極言さえ聞く、この際県税事務所を鳥取、倉吉、米子の三ヶ所に設置のことゝしそ

00593

れに地方事務所財務事務を吸収することが効果的且能率的と考えられるのであるがその理由として

(一) 地方税法改正により農村方面には現行県税の課税範囲が大巾に縮減し従つて件数も極めて少数となつたこと。

(二) 税務機関を三ヶ所にするにより賦課徴收上の計画方針の徹底が期せられ又納税人の住所異転に伴う引継引受が縮少すること。

(三) 税務関係職員の定数も減員が可能となること。

(四) 税務事務は相当経験と修練を要するが、現状においてはは所内他課との人事更迭により、これを阻害し従つて優秀職員の養成と配置に困難性があること。

(五) 現実には他課職員の執務状況とを比較し兎角懈怠に陥り易いこと等が挙げられるので考究すべきことがらである。

一一、管内町村の行財政指導監査執行について。

昭和二十五年各地方事務所の町村行財政指導監査実施状況は昨年度に比較すれば努力している跡が窺われ

たが、岩美五、八頭三、気高一四、東伯三、西伯八、日野全町村と謂つた状況から見て、日野を除く他は未だしの感がある。総じて職員の不足、経費の不充分に より実施上の困難を告げているようであるが、本事務は地方事務所本来の重要事務であるので、それぞれの措置対策を講じ直接県民とのつながりをもつ町村自治の確立を期する上に万難を排して実施することが緊要と認めた。

一二、用度事務の確立と物品出納事務の厳正処理について

物品の購買、修理、処分、保管転換、人夫の雇傭、動産の賃貸借等一連の用度関係事務は当該事務事業課係において兎角専行し勝ちであるため、出納保管々理に到る最後の縮くりに厳格を失つてゐるものが見受けられる。即ち現金の出納事務は慎重適確に取扱われてゐるも、物品の出納保管々理事務は観念的にも現実的にも放漫に流れてゐる傾向にある。各所の場合においてその点が深く観察されたので左記事項について留

意し厳正なる処理を希望しておきたい。

(一) 用度に関する事務は総務課会計係以外の職員は執行しないこととし、万已むを得ない事情により事務事業を執行する関係において処理する場合は予め稟何せしめ合議の上確認のこと。

(二) 物品の購入処分の際は努めて競争見積りをして有利的に処理すること。

(三) 物品を購入した際は納品の受渡しの確認(検収)をし業者よりの納品票又は送り状等は徹し編綴しておくこと。

(四) 事務事業担当職員において出張中或いは遠隔地(庁地外)において使用したものは精算書を提出せしめその結果を確認すると共に所定の処理をすること。

(五) 物品出納整理は出納簿、交付簿或いは貸与簿等に厳格に記帳しその責任を明確にすること。

(六) 厚生関係事務は各所とも消極的にして県よりの取次事務に終始し、積極的実地に対する指導監査がしてない、特に関係団体、市町村への補助交付金が目的通り

効果的に執行しているかどうかを監査し又指導するところが喫緊事と考えられるので、之が実態を把握し運営の方全を期することが肝要である。

一四、身体障害者福祉法関係事務について。

県下における身体障害者は相当数に上つておるが此れが障害者手帳交付状況は各地方事務所共三〇%乃至四〇%に過ぎない。身体障害者福祉法は昨年四月より施行しているもので、これが趣旨の啓蒙と普及を強力に実施すべきであつて該当者の福祉のために一層の努力を望みます。

一五、国民健康保険制度の再建整備について。

社会保障制度の実施が要望されているとき国民健康保険制度の活用と再建整備は重要課題となつてゐる。即ち県下市町村の運営状況は最も悲観すべき状態にあり又運営町村の場合も保険料及び一部負担金の未収額が多いため崩壊二歩手前にあるものが多いようである。政府もこれがため保険税を創設して義務づけ、滞納者に対する強制執行の道も開くなどして再建整備を企画し

ているが、他に何等かの対策を講じ円滑なる運営と休止町村再開につき一層の努力を切望する。

一六、産業用火薬類の取締事務について。

産業用火薬類の譲受、消費、運搬、格納、貯蔵の許可事務並びに取締のための立入検査等一貫した事務は県において直接執行のこととなつてゐるが、しかし随時県より地方事務所に対し照会或いは、各種状況報告を求めたり又指示しているも、これらに対し何等法文の知識も事務処理上の指示も与えていないのでその処理も充分でないものがある。しかも各種許可申請書は一応地方事務所において受理進達しているがこれらの内容につき何等審査検討も加えず、ただ単に書類の取次に終つてゐる状況である。又他面これに対する手数料も県え取次送付のもの、或いは申請人が許可申請書と共に直接県を持参するものがある等その取次も区々に互り事務処理に統一性を欠ぎ手数料の収入過程に不明のものがある。少量の譲渡、消費、運搬の許可事務及び貯蔵所の立入検査権限を地方事務所へ委譲しこれ

が取締の徹底を図ることが緊要である。

一七、各種税外諸収入金の適正収納について

当課所管行政事務中手数料収入のものが幾多あり例えば飲食営業許可手数料、食糧販売製造業者許可手数料、畜検査手数料、狩獵免許等手数料その他県直接収入となつてゐる産業用火薬類使用許可手数料等があるが、これ等に対する収入措置の適当でないもの或いは収入年度を誤つてゐるもの等が散見された。収入金は迅速且厳格に処理し未收しないよう留意すると共に年度区分については財務課と連絡を密にし適正を期することが緊要と認められた。

一八、民有造林抽出検査について。

各地方事務所管内における補助対照の民有造林実施筆数は千乃至千八百筆に上つてゐるので補助金交付の際の竣功検査は抽出により行つてゐるが、これが検査書又は復命書を作つてゐない。従つ検査を行つてゐるや否やも一応不明といわなければならぬ。これらに対しては、当然検査書を作成し補助金交付上の証憑書と

することが絶対必要である。

一九、食糧供出割当基礎資料について食糧の供出確保については県の指示に従い目標達成に並々ならぬ努力をしておりその労を多とするものである。しかしこれらの事務を円滑に遂行するため、且個々において納得供出せしむるためには基礎資料が重要であるが、これが乏しい憾みが多分にある。従つて常時信頼に足る厳密な資料を調査、しう、集し又事前に関係機関との連絡を密にし論争の余地を少くすると共に必要以上の労力経費を浪費しないよう心掛けることが肝要である。

二〇、砂糖購入通帳の受授につて。

砂糖購入通帳を県より各地方事務所へ發送しているがその通知による枚数と現物枚数が各所共不一致となつており、受授に嚴格性を欠いてゐる点遺憾である不正受配防止或いは需給調整の適確を期する観点からしても、これが取扱いに慎重を期し遺漏のないよう留意すべきものと認められた。

二一、二十世紀梨、茶種油の県管検査の実施につて。

本県における二十世紀梨、茶種油の生産は漸次増大しつゝあるが、本県特産物としての声価の維持或いは他県産との競争、農家利益等の見地のらして西瓜と同様県管検査の実施が有利と考えられるので今後考究すべきであらう。

二二、農業行政の連絡調整につて。

県下各町村に配置の農業改善及員の指導方針と各地方事務所との指導方針とが往々にして齟齬を招いており、従つて効率を殺ぐ結果となつてゐる。その根源は、それぞれがの主管課間に横の連絡が欠けていることを意味するものであつて、これが密接に結びつくことが先決とも謂うべきである。ともあれ第一線機関の連絡協調により業務の効率と円滑を期することは重要なことであるので改良普及員の中若干名を地方事務所へ兼務せしめるとか何等かの具体方針を樹て農業行政施策の統一化を図ることが肝要である。

二三、開拓事業執行状況につて。

地方事務所の執行権限内にある開拓事業は昭和二十五

年度以來大中に権限を移譲し相当自主的に執行し得ることとなつてゐるが、実際の執行内容は一言にして言へば、測量調査の事務に終始してゐると謂つた現状で事業の執行及びそれに附随した業務は全く県が執行している。これを令達予算内容についてみても、測量調査予算が目立つてゐる程度で、他は殆んど事務的経費である。執行権限は与えられてゐるけれども、中味が伴つてゐないため、係職員もこれと謂つた纏つた仕事をしてゐないし、又管内の実態さえ把握してゐない。現地機関としても開拓行政を分担し、熱意を以つて執行せしめることが肝要と認められた。

二四、農業協同組合の再建整備指導につて。

各町村農業協同組合の運営状況は全般的に不振であり、一部の組合を除いては殆んど積極的活動をなし得ないのみか、経営危機に陥つてゐる実情であつてまことに寒心にたえない。

然るに地方事務所における、これら組合の指導監督は至つて微温且形式的に流れてゐるので指導陣容を強化

し、有機化して單に一片の啓蒙宣傳的指導にとどめず根本的原因を究明し、内容の充実した指導をなし農業協同組合の再建整備をはかることが肝要と認められた。

二五、耕地事業の円滑執行につて。

農業水利及び農道整備の補助事業は年度末にしかも短時日において事業の執行をしたこととなつてゐるが年度当初より計画性をもつて予算化し円滑に執行するよう厳に留意すべきである。

二六、林務、開拓、耕地等個々工事の施行に当り着工より竣工検査、工事金受払迄の間の状況を記録した工事台帳がなく、概ね不明であるが、これ等は土木関係工事の例に準じ工事種別、設計額、設計変更額、予算額、実施額（補助工事のものは補助額）工事方法、着工、竣工、検査月日、検査員氏名、工事金支払等、その他所要事項を記載した台帳を設けることが緊要と認めらる、又管内毎の当該事業現勢についても何等見るべきものがなく状況を把握する資料も作成してゐなかつたが、工事種別毎の一覽表程度は作成しておくことが緊要

00508

である。

二七、県税の減額更正処理について。

県税賦課については凡ゆる角度からの賦課資料をし、集して妥當な課税標準の決定に努力したため、昭和二十五年賦課決定不服による再調査申請件数は前年度の昭和二十四年度に比べると著しく減少しており眞に欣ばしいしかし乍ら再調査申請書の個々につき、その内容を検討すると納税人に面接の上費用を得ていないものと思われるもの、或いは調査が散漫と認められるもの等により全くの賦課誤謬による減額更正と認められた、これは本年度地方税法の改革により全面的且嚴格に調査する暇を得なかつたことに基因するもの、ようであるが今後は基本的調査は嚴重にし当初課税の適正を期し納税者に納得納入させるよう、最大の努力を希望致したい。なお再調査に基く減額更正したもので、その根拠となる係数或いは理由の不充分的ものも散見されたが信憑性のある減額更正することに特に留意すべきである。

二八、督促手数料延滞金等の収納措置について。

県税滞納整理は本税に重点を向けているため督促手数料、延滞金、延滞加算金等は全く顧みず放任している傾向にある。地方税法の改正によつて、延滞金の外に特に延滞加算金、不申告加算金、過小申告加算金の制度を新設したことは、納税促進を図る意図にもかゝわらずこれ等を放任していることは法の趣旨を無視したものと見て遺憾である。又本税納入によつて算定された延滞金及び加算金或いは差押処分中のもの、延滞金も何等算定記録せず又不明確のままとなつてゐるが、これ等も早急整理して徴収に努力すべきである。

二九、滞納処分費は各所共に殆んど辨償させていない。その理由としては本税を滞納する財力のない納税者に對しこれを辨償させることは不可能としてゐるもの、ようであるが滞納整理執行の場合、処分経費を優先的に收納し、その後滞納税金に充當徴収する税法上の趣意を尊重すべきであつて今後この趣意を忘却しないよう留意が望ましい。

00509

三〇、不納欠損処理の適正措置について。

昭和二十五年年度の県税不納欠損額は昭和二十四年度に比し各所共非常に増大している、この事情を検討すると。

(一) 相当旧くからの焦げつき滞納金で將來も徴收不能と見られるもの。

(二) 事業税のように前年の所得実情により賦課したが本年度において極度に没落し將來共徴收不可能と見込まれるもの。

(三) 所在不明者で今後到底判明の見透もつかず、徴收不可能と見込まれるもの。

等が主として挙げられるが、これら徴收不可能のものを無制限に繰越整理することは事務的に困難につき税法改正を機会に大巾に整理したものと、ようである。

以上の事情を総合的に考えれば一応已むを得ない措置とも考えられるが、前三項目一項に該当のものは、兎も角三項三項のものは今直ちに不納損額として処理することとは適當と認め難い、又欠損処分したものを個々に検

討すれば根拠薄弱と見受けられるもの、及び第三者(市町村長、民生委員、医師、或いは雇庸者等々)の実情証明がないものが見受けられたが何れにしても、これが処理については慎重を期するよう留意すべきである。

三一、所在不明となりたるもの、整理について。

所在不明者の措置に次の如き不備の点が見受けられたので今後留意すべきである。

(一) 所在不明者の滞納金を時効前に欠損をして整理しているものが多く見受けられたが適當でない。

(二) 所在不明者名簿に登録することを以つて足れりとして行先の調査に熱意が欠けている。

(三) 所在不明者としての確認の不充分のものがある。

(四) 所在不明者名簿を年度毎に更新しているが成るべく台帳式のものとし年度を逐い順次登記することが望ましい。

(五) 名簿に登録洩れのものが見された。

三二、地方事務所間の引継引受処理の統一化について。

滞納者の県内居住地異動に伴ない地方事務所間において滞納税額の引継引受をしているが、引受の際の事務処理に統一を欠いているので留意が肝要である。又他管内への転出の確認が不充分のため空しく返戻又は再引継をしているものが散見されたが引継の際は確實を期すべきである。なお他府県へ転居したものの徴收囑託も一応しているが徴收方の再依頼する等の熱意がほつた。

三、 税務事務査察と研修について。

各地方事務所税務職員はそれ／＼職務を完遂し多大の成果を収めており、その労を多とするものである。翻つて前各項に述べた如く各所共通の改善事項が見受けられるので県においては、これ等事務の改善指導と研究の機会をつくと共に査察指導班を編成し常に実地指導をすることが必要と考えられる。税務事務は他の一般行政事務とは自ら趣を異にし直接県民との接觸面が多いこと、全県民個々に及び、しかも直接利害関係の深いこと、事務内容が複雑煩瑣であること、日常公

金の取扱が頻繁であること等からして、相当修練を積ましむることが必要であつて要は素質の向上に重点を置くべきである。そのためには研修とか事務指導の外に採用の際の厳選、他事務の交流を最少限度に止めること。なお努めて優遇の途を講ずること等につき今後努めて配慮することが肝要である。

なお各地方事務所別の監査結果は次の通りである。

岩美地方事務所 昭和二十六年九月十、十一日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

監査概況  
総務課関係

一、管内十七ヶ町村に対する行財政の指導監査の状況は五ヶ町村を実施しており昨年度三ヶ町村実施に比し稍々努力しておるが未だ充分とは謂い難い。総務課所管

事項中最も重要事務につき町村行財政確立と運営の円滑を期するためにも全町村の指導監査を実施することが緊要と認める。

二、生活扶助家庭の收支の実情、或いは扶養義務者の調査等扶助家庭実態の確認と又町村の扶助金支給状況を査察することが緊要であるがこれをあまり実施していない。漏給、濫給防止の上からもこれ等に重点を置き指導監査することが緊要である。

三、管内母子会結成状況は大茅、本庄兩村を除く各町村は何れも活潑に活動しているようであるがしかし母子相談所はあまり活用されておらず、周知普及についても何等の方策が見られていない。これが利用面につき積極的活動をして母子の更正対策と生活援護に格段の努力を望む。なお管内授産施設は現在東村（手芸工業）浦富（和傘）にあるが資金難、或いは製品販路等の点で苦しい経営が続いているようである。当所としても実態を検討し経営改善と販路斡旋等について指導が望ましく。

四、国民健康保険制度の運用状況は宇倍野村外七ヶ町村が実施しており管内町村の約半数は本制度を採用しておらず又実施町村の運用も保険料の未收等により困難に陥っている実状である、一般の啓蒙指導は勿論、本制度の根本的方策を考究すべきである。

五、会計経理に予算目的外に使用支出しているもの、支出科目を無視しているもの等が次の通り見受けられ遺憾である、予算の厳正執行に格段の注意を促したい。

- (1) 大口堰用水改良事業費の人夫賃をもつて総務課庶務係臨時傭人を備上支出している。
- (2) 各地方事務所予算要求関係打合せ会経費（食糧費）を教育委員選挙費中より支出している。
- (3) 海区漁業調整委員会委員選挙事務打合せ会用茶菓子代を統計調査費食糧費を以つて支出している。
- (4) 参議院議員選挙投票啓蒙宣傳用トラック借入料を地方事務所費通信運搬費より支出している。
- (5) 租税完納運動啓蒙宣傳及び昭和二十五年産米早期超過供出向上、啓蒙宣傳或いは教育委員投票監督